

1 利用定員に関する基準

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(1)利用定員	①利用定員は認定区分ごとに設定 ②3号認定子どもは、満1歳未満と満1歳以上ごとに区分 ア 認定こども園（1～3号認定） 利用定員 20人以上 イ 保育所（2～3号認定） 利用定員 20人以上 ウ 幼稚園（1号認定） ◎基準の考え方 認可定員≧利用定員（原則）	①3号認定子どもは、満1歳未満と満1歳以上ごとに区分 ア 家庭的保育事業 利用定員 1～5人 イ 小規模保育事業A型・B型 利用定員 6～19人 ウ 小規模保育事業C型 利用定員 6～10人 ⇒（経過措置5年間） 利用定員 6～15人 エ 居宅訪問型保育事業利用定員 利用定員 1人 オ 事業所内保育事業（保育所型、小規模型） ⇒ 労働者の子どもと地域の子どもを区分	従う	国基準に従う

2 運営に関する基準

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(1)内容手続きの説明、同意	特定教育・保育等の提供の開始に際して、保護者に対し、当該施設を選択するために必要な文書を交付して事前説明を行い、同意を得なければならない。 ⇒ 運営規程の概要、利用者負担額	特定地域型保育の提供の開始に際して、保護者に対し、当該事業を選択するために必要な文書を交付して事前説明を行い、同意を得なければならない。 ⇒ 運営規程の概要、連携施設、利用者負担等	従う	国基準に従う
	保護者の申出に応じ、電子ファイル等の提供でも可能		参酌	
(2)応諾義務	申込みは、正当な理由がなければ、拒むことができない。		従う	
(3)定員を超える申込みがあった場合の選考	①認定こども園、幼稚園（1号認定） ⇒ 利用定員の総数を超える場合：抽選、先着順、建学の精神に基づく選考 ②認定こども園、保育所（2～3号認定） ⇒ 利用定員の総数を超える場合：保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考 ③地域型保育事業（3号認定） ⇒ 利用定員の総数を超える場合：保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考 ④選考方法をあらかじめ保護者に明示しなければならない。		従う	
	⑤自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	⑤自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	
(4)あっせん等に対する協力	市が行うあっせん、要請（子ども・子育て支援法・児童福祉法）や、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。		従う	

2 運営に関する基準

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(5) 支給認定証の確認	保護者の提示する支給認定証を確認（支給認定の有無、認定区分、支給認定の有効期間、保育必要量等）		参酌	国基準に従う
(6) 支給認定申請の援助	①支給認定を受けていない保護者から申込みがあった場合、速やかに支給認定申請が行われるよう援助 ②支給認定の変更申請等は保護者の支給認定の有効期間満了日の遅くとも30日前には行われるよう援助		参酌	
(7) 心身の状況等の把握	子どもの心身の状況、その置かれている環境、他施設等の利用状況等の把握に努める		参酌	
(8) 特定教育・保育施設等との連携			従う	
			参酌	
(9) 小学校等との連携	子どもの卒園後、小学校または他の教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育と円滑に接続できるよう、小学校等の機関との密接な連携に努める		参酌	国基準に従う
(10) 教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容等の必要な事項を記録		参酌	

2 運営に関する基準

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(11)利用者負担額等の受領（実費徴収、上乘せ徴収）	①保護者から「利用者負担額」の支払を受ける。 ②法定代理受領を受けないとき、保護者から、「特定教育・保育費用基準額」の支払を受ける。 ③当該教育・保育に要する費用の見込み額と特定教育・保育費用基準額との差額範囲内で、上乘せ徴収をすることができる。 ④次の費用の支払を保護者から受けることができる。（実費徴収） ア 日用品、文房具等の必要な物品の購入費用 イ 行事への参加費用 ウ 食事の提供に要する費用（3号認定は食事の提供費用を除き、2号認定は主食の提供費用に限る。） エ 施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ その他通常必要とされるものの費用（保護者負担が適当なもの） ⑤：①～④の支払を受けた場合、保護者に領収証を交付 ⑥：③・④の支払を求める際は、使途や金額等について書面で明示し、保護者に事前説明を行い、文書による同意を得る ⇒④の同意は、文書によることを要しない。 ※①～⑥については、特別利用保育及び特別利用教育を含む		従う	国基準に従う
(12)施設型給付費、地域型給付費等の額に係る通知	①法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対して当該保護者に係る施設型給付費の額を通知 ②法定代理受領を行わない規定により支払を受けた場合、提供した特定教育・保育の内容や費用などの事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を保護者に対して交付 ※特例施設型給付費を含む。		参酌	
(13)特定教育・保育、特定地域型保育の取扱方針	次の区分により、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園：③及び④（また①も踏まえなければならない） ③幼稚園：幼稚園教育要領 ④保育所、地域型保育事業：保育所保育指針		従う	
(14)特定教育・保育、特定地域型保育に関する評価	①自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図る ②定期的に当該施設を利用する保護者等の関係者による評価又は、外部による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努める	①自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図る ②定期的に外部による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努める	参酌	
(15)相談、援助	常に子どもの心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言等の援助を行う		参酌	
(16)緊急時の対応	施設・事業の職員は、現に特定教育・保育等の提供を行っているときに子どもに体調の急変等生じた場合は、速やかに当該保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる		参酌	

2 運営に関する基準

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(17) 支給認定保護者に関する市町村への通知	保護者が偽り等の不正な行為によって施設型給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない		参酌	国基準に従う
(18) 運営規程	次に掲げる施設の運営規程を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ※1号認定子どもの利用定員のある施設は、学期を含む。（特定地域型保育事業を除く） ⑤保護者から受領する利用者負担等費用の種類、支払を求める理由、金額 ⑥利用定員（区分ごと） ⑦施設の利用開始、終了に関する事項、施設の利用に当たっての留意事項（選考方法含む。） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設の運営に関する重要事項		参酌	
(19) 勤務体制の確保	①子どもに対し、適切な特定教育・保育等を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②当該施設・事業の職員によって特定教育・保育等を提供しなければならない。 ※ただし、特定教育・保育等の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		参酌	
(20) 定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育等の提供を行ってはならない。※ただし、次の場合は除く。 ①年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応 ②他施設が確認の辞退等をしたことにより教育・保育を受けられなくなった子どもが引き続き教育・保育の提供を希望する場合の便宜の提供への対応（法第34条第5項） ③児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応 ④災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合		参酌	
(21) 掲示	当該施設・事業所の見やすい場所に、保護者が施設・事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。（運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担等）		参酌	
(22) 支給認定子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は利用者負担額等の費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。		従う	
(23) 虐待等の禁止	職員は、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為等、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		従う	

2 運営に関する基準

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(24) 懲戒に係る権限の濫用禁止	幼保連携型認定こども園、保育所の管理者及び地域型保育事業者は、懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。		従う	
(25) 秘密の保持	①職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③小学校、他の施設等の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。		従う	
(26) 情報の提供	①保護者の希望を踏まえて適切に施設・事業を選択できるように、特定教育・保育等の情報を提供するよう努める。 ②当該施設・事業について広告をする場合、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。		参酌	
(27) 利益供与等の禁止	①利用者支援事業者等（法第59条第1号）、教育・保育施設、地域型保育事業者等又はその職員に対し、子どもやその家族に対して当該施設・事業を紹介することの対償として、金品等財産上の利益を供与してはならない。 ②利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者等又はその職員から、子どもやその家族を紹介することの対償として、金品等財産上の利益を收受してはならない。		参酌	
(28) 苦情解決	①提供した特定教育・保育等に関する子ども、保護者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②：①にて苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ③提供した特定教育・保育等に関する子ども、保護者、家族からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ④提供した特定教育・保育等に関し、市町村が行う報告（子ども子育て支援法第14条第1項）、帳簿書類等の物件の提出・提示の命令、または市町村職員からの質問や設備・帳簿書類等の検査に応じること。また子ども、保護者、家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行わなければならない。 ⑤市町村からの求めがあった場合には、④の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。		参酌	
(29) 地域との連携	運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等と連携、協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。		参酌	国基準に従う
(30) 事故発生の防止及び発生時の対応	①次に定める措置を講じなければならない（事故の発生・再発防止）。 ア 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止指針を整備すること。 イ 事故が発生した場合や、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ②子どもに対する特定教育・保育等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ③：②の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ④子どもに対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		従う	

2 運営に関する基準

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(31) 会計の区分	幼保連携型認定こども園、保育所の管理者及び地域型保育事業者は、懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。		参酌	国基準に従う
(32) 記録の整備	①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②子どもに対する特定教育・保育等の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ア 「(13)特定教育・保育、特定地域型保育の取扱方針」に基づく計画 イ 「(10)教育・保育の提供の記録」に規定する提供の記録 ウ 「(17)支給認定保護者に関する市町村への通知」に規定する市への通知に係る記録 エ 「(28)苦情解決」に規定する苦情の内容等の記録 オ 「(30)事故発生の防止及び発生時の対応」に規定する事故の状況、事故に際して採った処置についての記録		参酌	

3 特例施設型給付費、特例地域型給付費に関する基準

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(1) 特別利用保育等の基準	①保育所が1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営についての基準」に規定する基準を遵守しなければならない。 ②特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る1号認定子どもと当該施設を現に利用している2号認定子どもの総数が、利用定員の規定により定められた2号認定子どもの総数を超えないものとする。 ③特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育に特別利用保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	①事業者が1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、市が別に定める認可基準を遵守しなければならない。 ②特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る1号認定子どもと当該事業を現に利用している3号認定子どもの総数が、定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ③特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	従う	国基準に従う
(2) 特別利用教育等の基準	①幼稚園が2号認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、「学校の設備、編制その他に関する設置基準」を遵守しなければならない。 ②特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子どもと当該施設を現に利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の規定により定められた1号認定子どもの総数を超えないものとする。 ③特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章の規定を適用する。	①事業者が2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、市が別に定める認可基準を遵守しなければならない。 ②特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る2号認定子どもと当該事業を現に利用している3号認定子どもの総数が、定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ③特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	従う	

4 附則

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(1) 特定保育所に関する特例	※概要 法附則において、特定保育所（私立保育園）については、当分の間、施設型給付費制度に代えて委託費の支払とすることとした経過措置を受けて、施設型給付費に係る規定について必要な読み替えを規定。		従う	国基準に従う
(2) 施設型給付に関する経過措置	※概要 法附則において、1号認定子どもの施設型給付費の額については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）の合計額とすることとした経過措置を受けて、施設型給付費に係る規定について必要な読み替えを規定。		従う	
(3) 小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置		小規模保育事業C型：利用定員 6～15人とする。（経過措置 5年間）	従う	
(4) 連携施設に関する経過措置		連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援等の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、連携施設保を確保しないことができる。（経過措置 5年間）	従う	

5 その他

項目	特定教育・保育施設に関する国基準	特定地域型保育事業に関する国基準	基準の別	本市基準案
(1) 一般原則	①良質かつ適切な内容、水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 ②子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 ③地域、家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の施設等、地域子ども・子育て支援事業者、他の児童福祉施設、学校又は保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ④当該施設等を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。		参酌	国基準に従う